

令和元年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成30年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	民間福祉施設土地借上・地代補助金									
担当部署	福祉部	障害者福祉課	事業コード	10						
所属長	羽根尾 清隆		事業区分	ソフト事業						
予算事業名	施設援護			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	03	事業開始年度	昭和58年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第2章	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	6	障害者福祉の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	6	福祉サービスの充実	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市民間福祉施設土地賃借料補助金交付要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	補助金			
対象(誰・何を対象に)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者			
目的(対象をどのようにしたいか)	指定障害福祉サービス事業者に対し経済的支援を行い、障害者の住まいの場となる障害者福祉施設の充実を図り、川越市障害者支援計画を推進していくために実施する。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	施設の安定的な運営を図るため、予算の範囲内において、川越市民間福祉施設土地賃借料補助金交付要綱により、補助金を交付する。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

既存障害者支援施設の事業者に対して、予算の範囲内で土地借上や賃借料の一部補助を行う。

4. 取組実績(Do)

既存障害者支援施設の事業者に対して、土地借上や賃借料の一部補助を行った。
 土地借上:既存3法人
 地代補助:既存3法人

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部	28年度	29年度	30年度	元年度(見込額)	備考
人件費 A	747	760	763	763	
正規職員(1年間の従事人数)	0.10人	0.10人	0.10人	0.10人	
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費 B	14,376	14,376	14,356	14,356	
使用料及び賃借料	9,978	9,978	9,978	9,978	
補助金	4,398	4,398	4,378	4,378	
総支出(A+B)	15,123	15,136	15,119	15,119	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	15,123	15,136	15,119	15,119	
総収入	15,123	15,136	15,119	15,119	

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
支給対象者数	件	5.0	5.0	5.0	5.0	3023.80
指標の定義・説明	借上げた土地を無償貸与した施設数					3027.26
支給対象者数	件	5.0	5.0	5.0	5.0	3023.80
指標の定義・説明	土地に係る賃借料を補助した施設数					3027.26

(2) 成果指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
		障害者福祉サービス事業者に対し経済的支援を行い、障害者の住まいの場の充実を図り、川越市障害者支援計画を推進していくために必要とされる事業である。
有効性	A	施策の目標の達成に貢献しているか
		土地借上や地代補助を行い、適正な施設運営を確保することで、障害者福祉の推進が図られるものとする。
達成度	B	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか
		借上げた土地の貸借や地代補助を行い、適正な施設運営の確保に努めたことで、一定の効果があつたものとする。
効率性	B	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか
		地代補助について、土地の課税標準額をガイドラインとした管財課作成の算定基準との比較を行い、補助割合が適切かどうか確認している。
総合評価	A	既存障害者支援施設の事業者に対して、借上げた土地の貸借や地代補助を行い、障害者の住まいの場を充実させることが必要とされる。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	改善
元年度	既存障害者支援施設の安定や質の向上が求められており、その役割は一層重要になっていることから、既存障害者支援施設のみ補助するよう対象の見直しを図る。
2年度	既存障害者支援施設の安定や質の向上が求められており、その役割は一層重要になっていることから、既存障害者支援施設のみ補助するよう対象の見直しを図る。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

さいたま市、川口市、越谷市、所沢市、熊谷市、春日部市に調査を行った結果、類似事業を実施していない。

(2) これまでの見直しや改善等の経過

なし。